

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第122号

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第4号及び第5号中「及び子ども若者はぐくみ局」を「、子ども若者はぐくみ局及び都市計画局」に改め、同条第6号中「及び苗ほ」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)